

## 加盟団体の組織及び運営に関する細則

### (目的)

第1条 この細則は、定款第39条及び加盟団体規定第10条の規定に基づき、加盟団体の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (加盟団体の組織)

第2条 広域団体は、その所管する地域の本法人の正会員により組織される社団又は財団とする。

2 都府県団体は、その都府県に住所又は勤務地若しくは活動拠点を有する本法人の正会員及び登録会員により組織される社団とする。

3 技術団体及びその他の団体は、本法人の正会員により組織される社団又は財団とする。

### (規約の制定、変更)

第3条 加盟団体は、次の各号に定める事項を規定した規約(定款)を定めなければならない。

(1) 名称

(2) 事務所の所在地

(3) 目的

(4) 事業

(5) 管轄区域に関する事項

(6) 会員の種類、資格の得喪に関する事項

(7) 総会又は評議員会に関する事項

(8) 理事、監事その他の役員の種類及び選任・解任等に関する事項

(9) 理事会に関する事項

(10) 事業計画、収支予算及び事業報告・収支決算に関する事項

(11) その他当該団体の組織及び運営に必要な事項

2 加盟団体は、前項の規約を定め、又はこれを変更するときは、本法人の会長に対し、あらかじめその旨報告し、理事会の承認を受けなければならない。

### (事業計画・予算)

第4条 加盟団体は、毎年度事業が開始する日の1か月前までに、その翌年度の事業計画及び予算を作成し、総会の承認を受けなければならない。

### (事業報告・決算)

第5条 加盟団体は、毎年度事業が終了した日の2か月以内に事業報告及び決算報告書を作成し、総会の議決を経なければならない。

### (加盟団体の権利、義務)

第6条 加盟団体は、加盟団体規定第5条及び第6条に定めるもののほか、次の各号に定める権利を有し、義務を負う。

(1) 広域団体は、競技会の実施及び運営に関する規定(以下「競技会規定」という。)に基づき、本法人主催の競技会について、その事務の一部の委託を受けてこれを実施することができる。

(2) 加盟団体は、競技会規定に基づき、公認競技会又は認定競技会を実施することができる。

- (3) 広域団体（北海道広域団体は前号による。）は、その所管する地域内の都府県団体の正会員全員を会員としなければならない。
- (4) 広域団体及び都府県団体は、会員規定に基づく本法人の会員の管理について、積極的に協力しなければならない。
- (5) 加盟団体は、事業計画及び予算を定めたときは、事業開始の1か月前までに、また、事業報告及び決算を行ったときは、すみやかに、本法人に書面にて報告しなければならない。
- (6) 加盟団体は、役員の変更があったときは、すみやかに、本法人に報告しなければならない。
- (7) 加盟団体は、その行う事業に関し、本法人の名誉を毀損し、信用を失墜する行為をしてはならない。
- (8) 加盟団体は、その組織の運営等に関し、本法人に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる事項については、本法人にすみやかに通知しなければならない。
- (9) 加盟団体は、本法人理事会の議決に反した行動を行ったり、利害相反する団体や組織に加盟又は所属してはならない。

#### (加盟団体連絡会)

第7条 各加盟団体連絡会の事務所は、いずれも本法人の事務所内に置く。

- 2 広域団体連絡会は、各団体から選出された代表委員各1名により構成する。
- 3 都府県団体連絡会は、各団体から選出された代表委員各1名により構成する。
- 4 技術団体及びその他の団体連絡会は、それぞれ各団体から選出された代表委員各1名により構成する。
- 5 各加盟団体連絡会の議長は、当該連絡会の代表委員の互選による。

#### (費用負担)

第8条 連絡会に出席するための旅費、宿泊費その他の費用は、各加盟団体において負担する。

#### (委任)

第9条 加盟団体規定及びこの細則に定めるほか、加盟団体の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会が定めるところによる。

### 附 則

1. この規定は、平成26年4月1日（公益法人登記の日）から施行する。
2. この規定は、平成26年11月17日（第6条改正）から施行する。